

船舶事故調査報告書

平成26年11月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年7月26日（土） 14時07分ごろ
発生場所	熊本県上天草市唐船ヶ浜海水浴場北西方沖 上天草市所在の鳩之釜港三号防波堤南灯台から真方位297°2,000m付近 （概位 北緯32°35.3′ 東経130°23.1′）
事故調査の経過	平成26年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ゴット アイランド、0.1トン 292-48530熊本、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、112.00kW、平成20年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月16日 免許証交付日 平成25年9月2日 （平成27年4月11日まで有効） 搭乗者A 男性 14歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、4人（以下「搭乗者A」、「搭乗者B」、「搭乗者C」及び「搭乗者D」という。）を乗せたビケットと称する背もたれが付いたソファー型の浮体（以下「本件浮体」という。）を直径約1cm、長さ約21mのロープで引き、唐船ヶ浜海水浴場を出発した後、同海水浴場の北北西方沖で遊走を始めた。 搭乗者4人は、本件浮体の上面で、進行方向を向いて、右から順に搭乗者B、搭乗者A、搭乗者C及び搭乗者Dが横一列に並んで背もたれにもたれて座り、両足を前に伸ばし、取っ手を握らずにふざけ合いながら乗っていた。 本件浮体は、約30km/hの対地速力で本船の引き波の間を蛇行

	<p>し、反時計回りに旋回していたところ、平成26年7月26日14時07分ごろ左側に傾き、風波に乗ったはずみで、搭乗者Aの左側に座っていた搭乗者Cの体が搭乗者Aの左肩に当たった。</p> <p>搭乗者Aは、唐船ヶ浜海水浴場に戻った後、左鎖骨付近の痛みが増してきたので、船長が手配した救急車で病院に搬送され、左鎖骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2</p> <p>海象：潮汐 ほぼ低潮時、波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び搭乗者4人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者Aは、上半身裸にひざ下丈の海水パンツ姿であった。</p> <p>船長は、遊走開始前に、搭乗者4人に対し、搭乗中は取っ手を絶対に離さないようにと注意を与えていた。</p> <p>本件浮体は、ゴムチューブ製の本体にナイロン製カバーを施したものであり、上面の長さ約1.70m、幅約2.15mで、後部に高さ約0.55mの背もたれが付いており、前部中央からえい航用のロープが取り付けられていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="571 1025 1284 1411" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本件浮体</p> <p>唐船ヶ浜海水浴場の沖は、午後になると西風が吹き、西からの波が発生していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本件浮体は、唐船ヶ浜海水浴場北西方沖において、本船に引かれて反時計回りに旋回中、西寄りの風波で上下動した際、搭乗者4人が取っ手を握っていなかったことから、搭乗者Cの体が搭乗者Aの左肩に当たり、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件浮体が、唐船ヶ浜海水浴場北西方沖において、本船に引かれて反時計回りに旋回中、西寄りの風波で上下動した際、搭乗</p>

	者4人が取っ手を握っていなかったため、搭乗者Cの体が搭乗者Aの左肩に当たったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・被引浮体に搭乗する場合は、取っ手をしっかり握って離さないようにすること。

付図1 事故発生経過概略図

